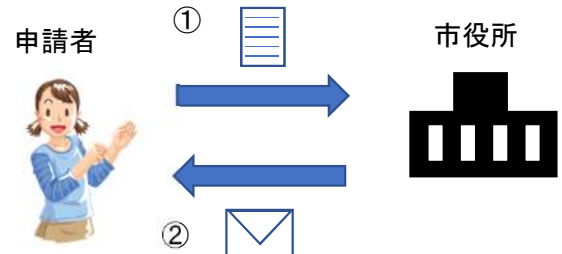


○令和5年度 家庭用環境配慮型設備設置奨励事業 手続きの流れ

STEP 1 申請書提出




申請者 ① 市役所

① 申請書を市役所に提出
(郵送も可)
工事着工前までに提出

② 市から約2週間後に審査結果を郵送

※郵便で提出するときは、工事着工前までに市役所へ到達している必要があります。
※書類不備や市税の滞納がある場合、不交付となります。
※太陽光発電設備は既存住宅となってから3か月経過した住宅のみ対象となります。
(新築住宅は対象外)

STEP 2 工事

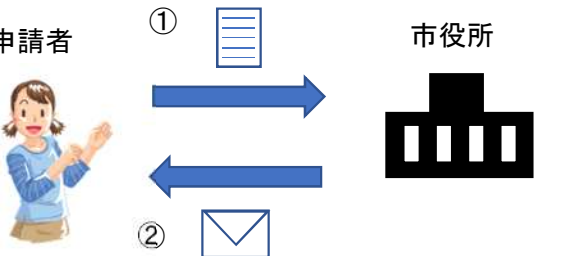


申請時から設備を変更することとなった場合は、工事着工前までに**変更承認申請書**を提出する必要があります。

工事を中止する場合は取下書などを提出していただきます。

※設置予定設備の型番変更、太陽光発電設備のモジュール数量を変更する場合等は変更承認申請書を提出する必要があります。

STEP 3 実績報告書提出



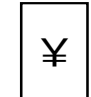
申請者 ① 市役所

① 実績報告書を市役所に提出(郵送も可)

② 商品券を準備した上で、市から結果を郵送

※郵便で提出するときは、工事完了日から30日以内又は最終報告日(R6.2.20)のいずれか早い日までに市役所へ到達している必要があります。
※新築の場合は住民登録を済ませてから実績報告書を提出してください。
※最終報告日(R6.2.20)を過ぎた場合は不交付となります。
※結果の郵送は毎月20日までに実績報告が提出されれば翌月上旬発送、21日から月末までに実績報告が提出されれば翌々月に発送されます。

STEP 4 商品券受領



商品券

① 申請者又は同居家族(18歳以上)が市役所まで来庁してください。
② 確定通知、本人確認書類、申請者本人以外の場合は委任状を持参してください。

【お問合せ】
〒344-0067 埼玉県春日部市中央六丁目6番地11
春日部市役所 第3別館 環境政策課
電話：048-736-1111 内線：7715
メール：kankyo@city.kasukabe.lg.jp